

平成25年度 第4回 羽黒地域審議会 次第

日時 平成25年11月22日(金)

午後1時30分～4時00分

場所 羽黒公民館 講堂

1 開 会

- 2 あいさつ 金野 会長
武田 支所長

3 協 議

- (1) 鶴岡市総合計画後期基本計画の素案について
・羽黒地域振興計画の概要について
- (2) 協議テーマ「市民協働で進める羽黒の観光」に係る提言書(案)について
- (3) 第1回、2回地域審議会における質問、指摘事項等について
- (4) その他

4 閉 会

配布資料一覧

	資料名	資料番号	備 考
1	次 第		
2	鶴岡市総合計画基本計画の中間見直しについて	資料 1	
4	鶴岡市総合計画後期基本計画（構成案）	資料 2	
5	鶴岡市総合計画基本計画の体系 新旧対照表	資料 3	
6	地域振興の方針に基づく施策（案）	資料 4	
7	羽黒地域審議会提言書（案）	資料 5	
8	第 1 回、2 回地域審議会における質問、指摘事項等について	資料 6	
9	広域的コミュニティ組織設立日程関係(案)	資料 7	
10	学校適正配置に係る羽黒地域の懇談会等開催状況	資料 8	
11	鶴岡市総合計画 生命いきいき文化都市創造プラン		
12	平成 2 5 年度第 3 回羽黒地域審議会会議録		
13	地域振興の方針に基づく施策（案）修正差替え	資料 9	当日配布
14	席 次		当日配布
15	配布資料一覧		

鶴岡市総合計画基本計画の中間見直しについて

1. 中間見直しの趣旨

現在の総合計画は、平成21年1月に策定されており、平成21年度から平成30年度までの10年間の計画期間となっている。その構成は、めざす都市像やまちづくりの基本方針などを定めた「基本構想」部分と具体的施策などをまとめた「基本計画」部分からなっており、総合計画に基づき実施する施策については3カ年の実施計画を毎年度ローリング方式により策定し、その推進に当たっている。

また「基本計画」部分については、社会情勢の変化への対応などを考慮し、必要に依り5年をめぐりに見直すこととしており、

- ・歯止めのかからない少子化、人口減少社会に対応した施策の推進
- ・東日本大震災の発生を契機とした安全安心なまちづくりの推進と再生可能エネルギーの普及拡大や省エネの推進等のエネルギー関連施策の推進
- ・長引く経済不況を背景とした経済雇用対策の推進
- ・ルネサンス事業の定着化

などを背景に、近年の社会経済情勢の変化に中長期的な視点で適切に対応するため、地域の実態、課題等を把握しつつ、各種施策等を的確に推進するため、中間見直しを実施する。

2. 見直しの対象とする基本計画の期間

平成26年度から平成30年度までの後期5カ年

3. 鶴岡市総合計画の全体フレーム

= 基本構想 =

めざす都市像 「人 暮らし 自然 みんないきいき 心やすらぐ文化をつむぐ悠久のまち 鶴岡」

■ まちづくりの基本方針

- ◎健康福祉都市の形成
- ◎学術産業都市の構築
- ◎森林文化都市の創造

■ 施策の大綱

- 1 市民生活環境の整備
- 2 健康福祉社会の形成
- 3 教育文化の充実
- 4 農林水産業の振興
- 5 商工観光の振興
- 6 社会基盤整備の推進

■ 計画実現のための原動力

- 学習社会の構築
- 市民の総合力の発揮
- 地域資源の価値化
- 交流の拡大

■ 地域振興の方針

鶴岡地域 藤島地域 羽黒地域
 榊引地域 朝日地域 温海地域

■ 計画のフレームと推進

- 基本指標(人口、世帯)
- 土地利用
- 計画の推進

= 基本計画 = (中間見直しは、この部分の見直し)

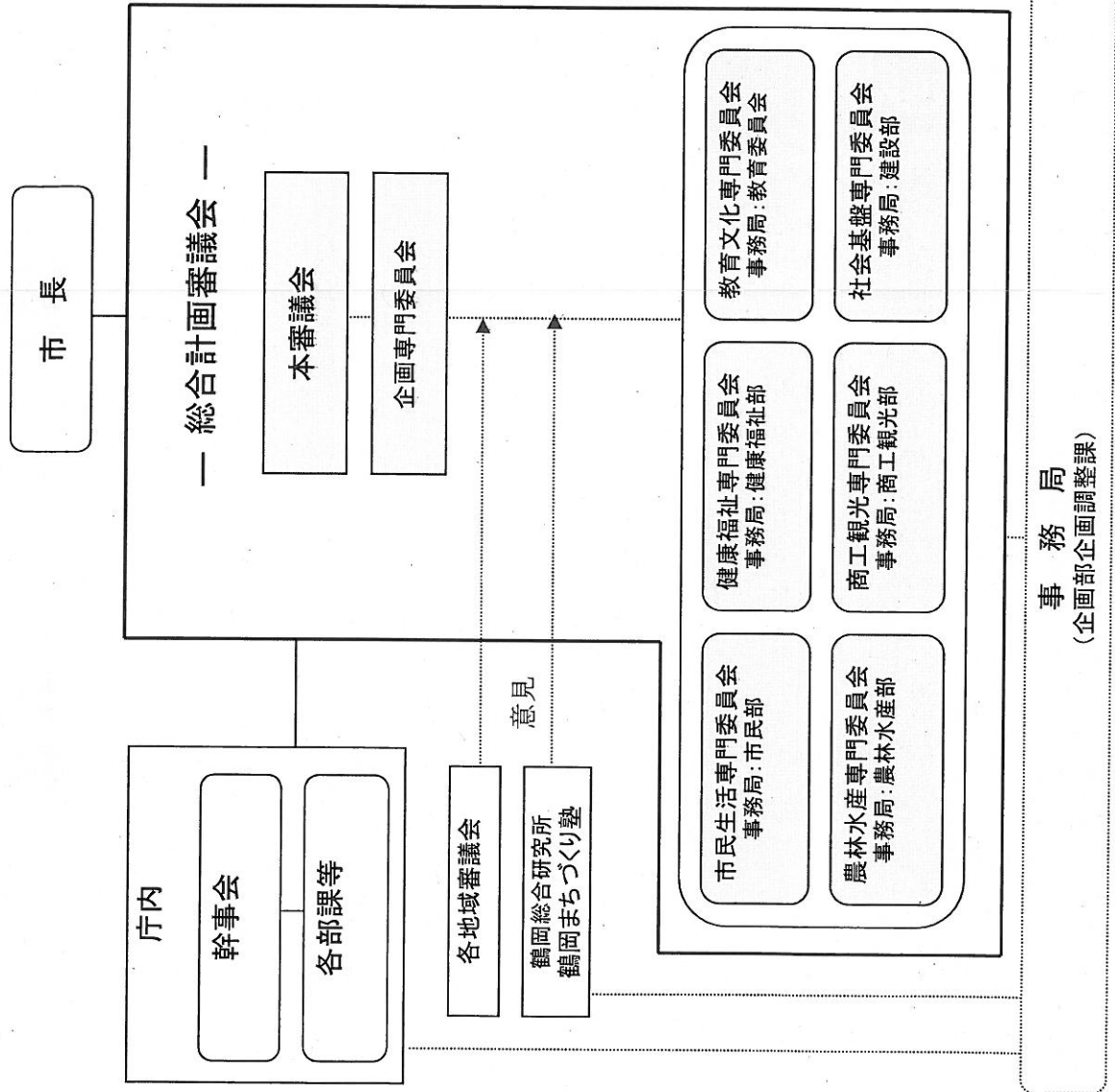
施策の大綱に基づき

第1章～第6章の体系ごとに節、細節を設け
 各々「施策の方向性」、「主な施策」を記載している

施策の点検評価

今後5力年の
 具体的施策の検討

4. 総合計画基本計画の中間見直し検討体制



5. 鶴岡市総合計画基本計画の中間見直し年間スケジュール

期 日	総合計画審議会・市	企画専門委員会	専門委員会(企画以外)	その他
平成25年 6月	●第1回(6/24) 【諮問】 ・中間見直しの進め方等			
7月	●第1回 ・委員の委嘱、委員長等の選出 ・市の現状	●第1回 ・委員の委嘱、委員長等の選出 ・分野別の現状		
8月				
9月				
10月				
11月		●第2回 ・方向性、重点施策等	●第2回 ・分野別の方向性、主な施策	●第1回鶴岡まちづくり塾意見聴取 ●第1回地域審議会意見聴取
12月	●第2回 ・方向性、主な施策等			
平成26年 1月		●第3回 ・基本計画案	●第3回 ・基本計画案	●第2回鶴岡まちづくり塾意見聴取 ●第2回地域審議会意見聴取
2月	●第3回 ・基本計画案			
3月	●【啓申】 ●総合計画後期基本計画の策定			●パブリックコメント

鶴岡市総合計画後期基本計画（構成案）

鶴岡市総合計画後期基本計画の構成案

1 計画の策定趣旨と構成等

- (1) 計画の策定趣旨
- (2) 総合計画の構成と計画期間

2 本市を取り巻く状況

- (1) 少子高齢化を伴う人口減少の進行
- (2) 地域経済・雇用情勢の低迷
- (3) 自然災害に対する不安の高まり
- (4) 地球環境・資源の制約の高まり

3 鶴岡の未来を創造する成長戦略

～鶴岡ルネサンス宣言に基づくまちづくりの推進～

(1) 地場の可能性をのばす「創造文化都市」

本市にある様々な地場の資源を生かして、産業や文化を中心とする本市の可能性を伸ばしていきます。

(2) 人と人の繋がりから交流人口を拡大する「観光文化都市」

人と人とのつながりを大切にして集客・交流の拡大を図ります。

(3) 知を活かす「学術文化都市」

高等教育研究機関の集積を本市の戦略的資源として地域振興に生かし、新時代における都市の品格を高めます。

(4) 暮らす環境を整える「安心文化都市」

市民一人ひとりが健康で生き生きと安心して暮らせる環境を整えます。

(5) 自然と共に生きる「森林文化都市」

恵まれた自然を生かし、自然と共に生きる地域づくりを推進します。

4 地域振興の方針に基づく施策

- (1) 藤島地域
- (2) 羽黒地域
- (3) 櫛引地域
- (4) 朝日地域
- (5) 温海地域

資料4 参照

5 計画の推進のために

- (1) 市民・地域・行政の協調・協力による総合力の発揮
- (2) 地域主権改革への対応と行財政改革の推進
- (3) 地域の実態を踏まえた国などへの提言要望

6 施策の大綱に基づく施策

資料3 参照

第1章

それぞれの地域の生活環境をより安全で安心なものにするために、一人ひとりの心がつながりあり確かな地域コミュニティを構築します

※下線部分は変更点

現基本計画		検討中の基本計画(案)	
第1節 互いに顔が見える地域 コミュニティづくり	(1) 互助精神、コミュニティ意識の醸成 (2) 身近な地域課題に住民自らが取り組む仕組みづくり (3) 住民自治組織の強化と地域活動の担い手の確保、リーダーの育成	第1節 互いに顔が見える地域 コミュニティづくり	(1) 互助精神、コミュニティ意識の醸成 (2) 身近な地域課題に住民自らが取り組む仕組みづくり (3) 住民自治組織の強化と地域活動の担い手の確保、リーダーの育成
第2節 地域の防災・防犯力の強化	(1) 防災基盤の強化 (2) 地域防災力の確保 (3) 自主防災活動への参加促進と活動の充実 (4) 交通安全教育の推進 (5) 地域の防犯体制の整備	第2節 地域の防災・防犯力の強化	(1) 防災基盤の強化 (2) 地域防災力の確保 (3) 自主防災活動への参加促進と活動の充実 (4) 交通安全教育の推進 (5) 地域の防犯体制の整備
第3節 消防・救急体制の強化	(1) 消防力の充実 (2) 新たな住宅防火対策の推進 (3) 救命救急体制の整備 (4) 消防団員の確保	第3節 消防・救急体制の強化	(1) 消防力の充実 (2) 新たな住宅防火対策の推進 (3) 救命救急体制の整備 (4) 消防団員の確保
第4節 環境の美化・保全活動の推進	(1) 地球環境保全対策の推進 (2) 自然環境の保全 (3) 地域の環境美化・保全 (4) 環境教育の推進	第4節 資源循環型社会の形成	(1) 新たな廃棄物処理施設の整備 (2) 資源循環型社会への転換 (3) ごみ減量化・資源化の推進 (4) 地下水の保全・涵養と適正な利用
第5節 資源循環型社会の形成	(1) 資源循環型社会への転換 (2) ごみ減量化・資源化の推進 (3) 環境に配慮したエネルギーの活用 (4) 地下水の保全・涵養と適正な利用	第5節 エネルギーの地産地消の推進	(1) 再生可能エネルギーの導入拡大 (2) 省エネルギーの推進 (3) 多様な主体の参加と連携によるエネルギー関連施策の推進
		第6節 環境の美化・保全活動の推進	(1) 地球環境保全対策の推進 (2) 自然環境の保全 (3) 地域の環境美化・保全 (4) 環境教育の推進

鶴岡市総合計画基本計画の体系 新旧対照表

第2章

一人ひとりがいきいきと健やかに暮らすことのできる健康福祉社会を形成します

現基本計画		検討中の基本計画（案）	
第1節	<p>こころと体の健康増進</p> <p>(1) すこやかに生み育てる環境の整備 (2) 生活習慣病・がん予防と健康寿命の延伸 (3) こころの健康づくりと自殺の予防 (4) 市民との協働による健康づくり活動の推進 (5) 豊かな森林資源を生かした健康づくりの推進</p>	第1節	<p>こころと体の健康増進</p> <p>(1) すこやかに生み育てる環境の整備 (2) 生活習慣病・がん予防と健康寿命の延伸 (3) こころの健康づくりと自殺の予防 (4) 市民との協働による健康づくり活動の推進 (5) 豊かな森林資源を生かした健康づくりの推進</p>
第2節	<p>温かい福祉の地域づくり</p> <p>(1) 市民と協働した見守り・支え合いの仕組みづくり (2) 新たな福祉課題に対応できる総合的支援体制の整備</p>	第2節	<p>温かい福祉の地域づくり</p> <p>(1) 市民と協働した見守り・支え合いの仕組みづくり (2) 新たな福祉課題に対応できる総合的支援体制の整備</p>
第3節	<p>障害者の自立生活の実現</p> <p>(1) 障害者の相談支援体制の充実 (2) 障害者の地域生活支援の充実</p>	第3節	<p>障害者の自立生活の実現</p> <p>(1) 障害者の相談支援体制の充実 (2) 障害者の地域生活支援の充実</p>
第4節	<p>高齢者がいきいきとした地域の実現</p> <p>(1) 介護保険制度の適切な運営 (2) 介護予防の充実 (3) 地域で高齢者を支える地域包括ケア体制の整備 (4) 高齢者の社会参加の促進</p>	第4節	<p>高齢者がいきいきとした地域の実現</p> <p>(1) 介護保険制度の適切な運営 (2) 介護予防の充実 (3) 認知症支援策の充実 (4) 地域で高齢者を支える地域包括ケア体制の整備 (5) 高齢者の社会参加の促進</p>
第5節	<p>健やかな子どもの育成</p> <p>(1) 子どもの健やかな成長の促進 (2) 仕事と子育ての両立支援</p>	第5節	<p>健やかな子どもの育成</p> <p>(1) 子どもの健やかな成長の促進 (2) 仕事と子育ての両立支援</p>
第6節	<p>医療の提供体制の充実</p> <p>(1) 荘内病院を中心とした地域医療連携の推進と医療の機能分担 (2) 災害医療を含む救急医療体制の整備 (3) 医師及び看護師などの医療従事者の確保 (4) 在宅患者及び家族に対するサポート体制の充実</p>	第6節	<p>医療の提供体制の充実</p> <p>(1) 荘内病院を中心とした地域医療連携の推進と医療の機能分担 (2) 災害医療・救急医療体制の整備と高度医療への対応 (3) 医師及び看護師などの医療従事者の確保 (4) 在宅患者及び家族に対するサポート体制の充実</p>

鶴岡市総合計画基本計画の体系 新旧対照表

第3章

未来を担う子どもたちが、よりよい環境のもとでいきいきと育ち、それぞれの世代がともに学びあえる地域社会を創ります

現基本計画		検討中の基本計画(案)	
第1節 学校教育の充実	(1) 「知育」、「徳育」、「体育」のバランスのとれた学校教育の推進 (2) 適正な教育環境整備 (3) 高等学校教育の充実	第1節 学校教育の充実	(1) 「知育」、「徳育」、「体育」のバランスのとれた学校教育の推進 (2) 適正な教育環境整備 (3) 高等学校教育の充実
第2節 高等教育機関の充実	(1) 高等教育機関の充実と学術研究機能の集積	第2節 高等教育研究機関の充実	(1) 高等教育研究機関の充実と学術研究機能の集積
第3節 地域のなかでの人づくり	(1) 生涯学習を通じた人づくり、地域づくり (2) 社会教育施設等の充実 (3) 地域社会で子どもを育てる環境づくり (4) 豊かな自然のなかでの子どもの育成 (5) 男女共同参画の推進	第3節 地域のなかでの人づくり	(1) 生涯学習を通じた人づくり、地域づくり (2) 社会教育施設等の充実 (3) 地域社会で子どもを育てる環境づくり (4) 豊かな自然のなかでの子どもの育成 (5) 男女共同参画の推進
第4節 芸術の振興と文化資源の保存継承	(1) 市民の芸術活動の環境の充実 (2) 伝統文化の継承と文化資源の保存研究	第4節 芸術の振興と文化資源の保存継承	(1) 市民の芸術活動の環境の充実 (2) 伝統文化と文化資源の保存継承
第5節 市民スポーツの振興	(1) 市民の健康・生涯スポーツの場の形成 (2) 地域の活力となる競技スポーツの振興 (3) 充実したスポーツ施設の運営	第5節 市民スポーツの振興	(1) 市民の健康・生涯スポーツの場の形成 (2) 地域の活力となる競技スポーツの振興 (3) 充実したスポーツ施設の運営
第6節 都市交流の推進	(1) 国内都市交流の推進	第6節 都市交流の推進	(1) 国内都市交流の推進
第7節 国際交流の推進	(1) 「草の根国際交流」活動の推進 (2) 国際都市交流の推進 (3) 多文化共生の推進	第7節 国際交流の推進	(1) 多文化共生の推進 (2) 国際都市交流の推進

鶴岡市総合計画基本計画の体系 新旧対照表

4章

恵まれた豊かな自然と風土を生かし、人と人の交流を図りながら、産地の「顔」づくりと安全で安心な食料づくりを進め、農林水産業をいきいきと発展させます

現基本計画		検討中の基本計画(案)	
第1節	持続的に発展する農業の振興	第1節	持続的に発展する農業の振興
	(1) 農業の担い手の安定的な育成・確保 (2) 地域の特性を生かした産地づくりと多角化 (3) 環境保全型農業の推進 (4) 農業生産基盤と農山村の環境整備		(1) 農業の担い手の安定的な育成・確保 (2) 地域の特性を生かした産地づくり (3) 環境保全型農業の推進 (4) 農業生産基盤と農山村の環境整備
第2節	森林資源の有効な保全と活用	第2節	森林資源の有効な保全と活用
	(1) 適正な森林経営と循環システムの構築 (2) 森林環境の保全 (3) 地域資源としての森林の利活用 (4) 森林バイオマスの利活用		(1) 適正な森林経営と循環システムの構築 (2) 森林環境の保全 (3) 地域資源としての森林の利活用 (4) 森林バイオマスの利活用
第3節	安定した水産業の振興	第3節	安定した水産業の振興
	(1) 安定した漁業経営の推進 (2) 漁業の担い手の確保		(1) 安定した漁業経営の推進 (2) 漁業の担い手の確保
第4節	農山漁村の地域づくりと交流人口の拡大	第4節	農山漁村の地域づくりと交流人口の拡大
	(1) 多様な主体の参画による農山漁村づくり (2) 交流人口の拡大による地域の活性化		(1) 多様な主体の参画による農山漁村づくり (2) 交流人口の拡大による地域の活性化
第5節	新たな技術・流通等に関する研究開発の推進	第5節	農林水産業の6次産業化の促進
	(1) 新たな生産加工技術・流通等に関する研究開発の推進		(1) 農林水産業の6次産業化の支援 (2) 新たな生産加工技術・流通等に関する研究開発の推進 (3) 地産地消の推進

鶴岡市総合計画基本計画の体系 新旧対照表

第5章

地域に根ざす産業を守り育てるとともに、これからの時代をひらく新しい産業を振興し、それぞれの地域をいっそう元気にします

現基本計画		検討中の基本計画（案）	
第1節	地域の強みを生かした地力ある産業の振興	第1節	雇用の促進とはたらく力を高める人づくり
第2節	まちの賑わいを創る産業の振興	第2節	地域の強みを生かした地力ある産業の振興
第3節	はたらく力と意欲を高める人づくり	第3節	まちの賑わいを創る産業の振興
第4節	鶴岡ならではの観光の振興	第4節	鶴岡ならではの観光の振興
	<p>(1) 競争力のある企業の集積</p> <p>(2) 伝統産業の再構築と地場産業の振興</p> <p>(1) 地域に根ざした魅力ある個店・商店街づくり</p> <p>(2) 多様な交流による中心商店街の活性化</p> <p>(3) 新たなニーズに対応したサービス産業の振興</p> <p>(1) 先進的な事業活動を支える人材の育成</p> <p>(2) 就業構造の変化に対応したキャリア形成と就業機会の創出</p> <p>(3) 若年層の職業意識・能力形成と地元就職の促進</p> <p>(1) 多様な観光ニーズを踏まえた誘客の促進</p> <p>(2) 温泉地や宿坊街の魅力の向上と賑わい創出</p> <p>(3) 観光客受け入れ環境の充実</p> <p>(4) 観光推進組織の強化と人材の育成</p> <p>(5) 特産品の育成と物産展の充実</p>		<p>(1) 若年層の職業意識・能力形成と地元就職の促進</p> <p>(2) 就業構造の変化に対応したキャリア形成と就業機会の創出</p> <p>(3) 先進的な事業活動を支える人材の育成</p> <p>(1) 競争力のある企業の集積</p> <p>(2) 伝統産業の再構築と地場産業の振興</p> <p>(1) 地域に根ざした魅力ある個店・商店街づくり</p> <p>(2) 多様な交流による中心商店街の活性化</p> <p>(3) 新たなニーズに対応したサービス産業の振興</p> <p>(1) 多様な観光ニーズを踏まえた誘客の促進</p> <p>(2) 温泉地や宿坊街の魅力の向上と賑わい創出</p> <p>(3) 観光客受け入れ環境の充実</p> <p>(4) 観光推進組織の強化と人材の育成</p> <p>(5) 特産品の育成と物産展の充実</p>

鶴岡市総合計画基本計画の体系 新旧対照表

第6章

地域の生活や活動を支える基盤を整えるとともに、交通・情報ネットワークをさらに充実させて市域内外の交流を拡大します

現基本計画		検討中の基本計画（案）	
第1節	<p>快適な都市環境の形成</p> <p>(1) 快適な市街地と集落の基盤形成 (2) 歴史や伝統・文化を大切にしたりの持てる地域づくり (3) 地域の個性を生かした景観形成 (4) 賑わいある中心市街地の形成 (5) 多様で複合的な公園・緑地の整備</p>	第1節	<p>快適な都市環境の形成</p> <p>(1) 快適な市街地と集落の基盤形成 (2) 歴史や伝統・文化を大切にしたりの持てる地域づくり (3) 地域の個性を生かした景観形成 (4) 賑わいある中心市街地の形成 (5) 多様で複合的な公園・緑地の整備 ・保全</p>
第2節	<p>交流・連携の推進と基盤の整備</p> <p>(1) 東北日本海沿岸地域等との連携と交流の推進 (2) 高速交通ネットワークの充実 (3) 情報社会に対応した環境整備の推進 (4) 幹線道路網の整備 (5) 中心市街地における歩行回遊性の向上 (6) 道路利用者の視点にたった市道整備と管理 (7) 公共交通ネットワークの確保 (8) 港湾の利活用と魅力の創出</p>	第2節	<p>交流・連携の推進と基盤の整備</p> <p>(1) 東北日本海沿岸地域等との連携と交流の推進 (2) 高速交通ネットワークの充実 (3) 情報社会に対応した環境整備の推進 (4) 幹線道路網の整備</p>
第3節	<p>安全・安心な生活基盤の整備</p> <p>(1) 快適で安全・安心な住まいづくり (2) 住宅・建築物の耐震化の向上 (3) 既存ストックの維持管理と有効活用 (4) 安全な水の安定供給 (5) 下水道事業の健全経営と効率的な運営</p>	第3節	<p>安全・安心な生活基盤の整備</p> <p>(1) 快適で安全・安心な住環境整備 (2) 住宅・建築物の耐震化の向上 (3) 既存ストックの維持管理と有効活用 (4) 安全な水の安定供給 (5) 下水道事業の健全経営と効率的な運営 (6) 雨水対策事業の促進</p>
第4節	<p>治水と市土の保全</p> <p>(1) 河川の整備 (2) 砂防施設等の整備 (3) 海岸の整備</p>	第4節	<p>治水と市土の保全</p> <p>(1) 河川の整備 (2) 砂防施設等の整備 (3) 海岸の整備</p>

地域振興の方針に基づく施策（案）

●地域振興の方針に基づく施策

本市は、社会経済情勢の大きな変革の中、明るい新時代をひらいていくため、平成17年に6市町村が合併し、誕生しました。その結果、全国有数の広大な市域面積を持ち、自然や歴史、文化面などにおいて、豊富で多様な地域資源を有する市となりました。

一方で、広大な面積と多様な地域特性を有することは、過疎対策や豪雪対策など、それぞれの地域に応じた対応が必要となることから、各地域の実態を踏まえ、合併後もそれぞれの生活が守られ、各地域で安心して暮らせるよう、また地域で夢を描けるような地域社会の実現に向け、所要の支援策を講じる必要があります。

今後も、市町村合併の理念である「多様性の発揮」を実現するため、引き続きそれぞれの地域の持つ特性を最大限に生かした個性豊かな地域づくりを進め、真にいきいきと暮らし続けることができる活力に満ちた豊かな地域社会を実現します。

(1) 藤島地域

○地域振興の方向

藤島地域には多くの農業関係機関が集積し、歴史的にも庄内農業の中心的役割を担ってきた地域です。また、合併前から地域の主要な産業である農業を核とした「人と環境にやさしいまちづくり」を基本理念に、エコタウンプロジェクトを推進し、持続可能な循環型社会をめざしてきました。今後も、農業関連資源を生かした地域振興を積極的に進めるとともに、引き続き、エコタウンプロジェクトの推進を図ります。

また、これまでまちづくりに活用してきた「ふじ」や伝統芸能である「獅子踊り」など、地域が育んできた貴重な地域資源を次世代にしっかりと継承し、有効に活用することにより、市内外の交流の拡大を図り、地域の振興が図られるよう努めます。

1) 農業関連資源を生かした地域振興の実現

○施策の方向

藤島元町地域に集積する農業関連施設やエコタウンの取組みなど、庄内農業の中心である藤島の魅力を積極的に発信し、農業を基幹産業とする藤島地域の振興、活性化を推進します。また、地域住民、特に子どもたちに庄内農業の未来や魅力に関心を持たせ、地域への誇りと愛着を育む施策を推進します。

○主な施策

- ・人と環境にやさしい農業の推進
- ・米作りがさかんな庄内農業の中心である藤島の情報発信
- ・ふるさと意識の醸成
- ・庄内農業高等学校と地域との連携推進

2) ふじの里づくりの推進

○施策の方向

藤にこだわった歴史公園の整備やふじの里づくりの推進など、地域資源、特性等を生かした取組みを一層発展させながら、地域住民が誇りと愛着をもって暮らしていける地域づくりと、活力あるまちづくりを推進します。

また、伝統芸能の継承は、地域に誇りと愛着をもたらす、地域コミュニティにおける人と人とのつながりを保つなど、その果たす効果は大きいことから、伝統芸能を育成し、地域コミュニティづくりにつなげていきます。

○主な施策

- ・ 歴史公園を活用した藤島地域の魅力発信
- ・ 住民協働による適正な維持管理の推進
- ・ 伝統芸能の育成と地域コミュニティづくり

(2) 羽黒地域

○地域振興の方向

羽黒地域は、出羽三山の信仰文化とそれに伴う歴史文化遺産、門前集落の街並や松ヶ岡開墾場など価値の高い歴史的景観を有し、また、月山山麓に広がる中山間地は豊かな農村環境に恵まれています。さらに映画村など新たな観光拠点がつくられるなど、観光と農業を基軸とした地域の発展が見込まれており、観光、中山間地の資源活用を通して交流人口の増加による地域の振興を図ります。また、住民と行政とのコミュニケーションを推進し、賑わいの創出、住民サービスや福祉の向上、地域防災のための拠点づくりを進めます。

1) 観光の振興

○施策の方向

手向宿坊街の修景整備や精進料理プロジェクトへの支援など手向門前町の魅力向上を推進します。松ヶ岡開墾場については、地域の振興団体へ支援を行い蚕室等の保存整備を推進し有効活用を図ります。また、映画を活用した誘客、既存の観光施設の連携による周遊ルートを整備し、滞在型の観光誘客施策を強化するなど、これらの観光振興を市民との協働で進めます。

○主な施策

- ・ 「出羽三山・修験の里再生」による歴史文化の継承と発信
- ・ 「松ヶ岡開墾場の歴史的環境保存活用」による地域活性化
- ・ 「映画ロケ支援等観光連携」による周遊・滞在型観光ルートの整備

2) 農業の振興

○施策の方向

中山間地域の耕作放棄地を再生、活用し、農業体験を通じた都市交流の活性化や特産品づくりへの支援を行います。

○主な施策

- ・条件不利地、遊休農地の再生と活用
- ・都市と農村の交流の推進による地域活性化
- ・園芸作物の産地強化による振興

3) 地域活性化のための拠点整備

○施策の方向

羽黒庁舎の施設老朽化に伴う新庁舎改築において、庁舎の基本的な機能に加え、総合的な相談機能や図書館などを備え、賑わいを創出する地域活性化の拠点とするほか、防災拠点として新たな整備を行います。

○主な施策

- ・ワンストップサービスによる総合的な相談の対応
- ・図書館併設による賑わいの創出
- ・消防との密な連携による迅速な災害への対応

(3) 櫛引地域

○地域振興の方向

櫛引地域は、農業を主要な産業とし、なかでも果樹生産にあっては庄内でも有数の産地になっており、豊かな農業資源や歴史文化資源の集積があります。これらの地域資源を生かした地域振興を図るため、フルーツの里整備、グリーン・ツーリズムと観光の推進、歴史・文化の里整備を地域振興の三つの柱として、各種振興策を一体的に推進します。

1) フルーツの里整備

○施策の方向

櫛引地域は農業を主要な産業としており、当地域の特色でもある果樹生産振興分野において、本市にあって先駆的な役割を果たします。

○主な施策

- ・果樹生産基盤の施設等整備に係る支援
- ・フルーツの里ブランド化の推進
- ・観光果樹園の拡大とネットワーク化
- ・果樹栽培農家の後継者対策としての樹園地流動化の取組み

2) グリーン・ツーリズムと観光の推進

○施策の方向

櫛引地域では、農業体験を取り入れた修学旅行の受入れや農家民宿を行っているほか、産直や観光果樹園、自然や歴史文化などの地域資源があります。それらを有機的に組み合わせ、活用しながら交流人口を拡大するなど、グリーン・ツーリズムと観光を一体的に推進します。

○主な施策

- ・都市農村交流による農業理解の促進と農産物等の販路拡大への取組み支援
- ・民宿村構想の促進支援
- ・援農ボランティアやワーキングホリデー、ファームステイ等多様な受入メニューの調査検討

3) 歴史・文化の里整備

○施策の方向

櫛引地域の宝でもある「黒川能」や「丸岡城跡史跡公園」をはじめ、各集落に伝承されている歴史文化資源の保存伝承や掘り起しなどを行いながら、地域に根ざした活動を推進し、郷土愛の育みや地域コミュニティの求心力の核にしていきます。また、それらを魅力ある地域資源として活用することで、交流人口の拡大を図ります。

○主な施策

- ・黒川能における有形・無形の文化財としての価値の継承支援
- ・丸岡城跡と加藤清正・忠廣ゆかりの歴史遺産継承の取組みによる交流人口の拡大
- ・魅力ある地域資源を地域全体で活用した賑わい創出支援

(4) 朝日地域

○地域振興の方向

朝日地域の資源は、「美しく豊かな自然」、「森林の恵み・山郷の生活文化」であり、月山ワインに代表される特産品は森林の恵みと住民の知恵の結晶です。

自然環境を保全しながら農林業の振興を図るとともに、壮大な自然を活用した自然体験学習プログラムの開発・提供により心と体の健康や癒しの場をつくります。

また、定住対策として、地域コミュニティの維持や生活環境の整備を図ります。

1) 山の恵みを生かした複合農業の推進

○施策の方向

地域の特産品である月山ワインの消費拡大と、加工品の開発による山ぶどうの安定生産をめざすとともに、特産林産物等の生産、加工、開発と販路の確立のための仕組みづくりを研究します。

また、豊富な森林資源などの再生可能エネルギーを活用するための基盤づくりを推進します。

○主な施策

- ・山ぶどう加工品開発の促進
- ・「山の恵み」産地化の促進
- ・再生可能エネルギーを活用するための基盤づくり

2) 山村生活文化の継承による地域づくり

○施策の方向

住む人自身が山村生活の文化を理解し、継承することによって、交流や外部人材の誘致につなげ、自然・歴史・環境学習事業の展開を図り、森林文化都市の中核を担います。

また、集落自治機能を維持し、心豊かに生活できる地域づくりを推進します。

○主な施策

- ・六十里越街道「癒しと再生の道」づくり
- ・自然体験学習活動の推進
- ・観光資源の再生と活用
- ・安全・安心で心豊かに生活できる地域づくり

(5) 温海地域

○地域振興の方向

日本海東北自動車道（あつみ温泉 I C～鶴岡 J C T間）の開通や予定される日本海沿岸東北自動車道の全線開通、鼠ヶ関 I C（仮称）の設置など社会基盤の整備による環境変化を的確に捉え、豊かな自然と歴史が生み出す「温海かぶ」などの食文化、「しな織」などの伝統工芸、その他多様な資源を最大限に生かし、行政と住民が一体となり地域振興に取り組みます。あわせて資源維持のための後継者育成に取り組みます。

1) あつみ温泉の振興

○施策の方向

あつみ温泉は温海川沿いの「かじか通り」が整備され、日本海東北自動車道開通の効果もあり観光客は増加傾向にあります。この機を捉え、多様な旅行ニーズに対応するため、「そぞろ歩きが楽しいあつみ温泉のまちづくり」を目標に、温泉街の更なる魅力づくりと周辺環境の整備を推進するとともに、おもてなしの質を高めて観光客の増加を図ります。

○主な施策

- ・おもてなしの商店づくりの推進
- ・温泉周辺観光スポットの整備
- ・人材の育成（コーディネート機能の確立）

2) 海・水産業を生かした地域振興

○施策の方向

温海地域は、日本海に面し豊かな海洋資源に恵まれており、特に鼠ヶ関は漁業やヨット、海水浴などの海洋レジャーの拠点となっています。この鼠ヶ関を拠点として温海地域の新鮮な魚介類を広くPRし、漁業の振興を図るとともに、年間を通して海に親しむことができる海洋レジャー基地としての整備を推進し、交流人口の増加を図ります。

○主な施策

- ・新鮮な魚介類のPRとブランド化の推進
- ・水産加工品の研究開発
- ・海洋レジャー基地としての環境整備

3) 交流を核とした地域振興

○施策の方向

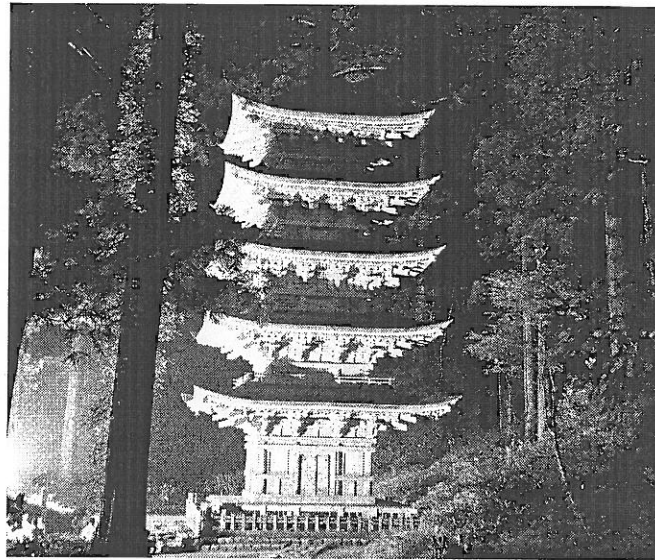
旅行形態が団体型から個人型に変化し、旅行ニーズも多様化していることから、豊かな自然や歴史、伝統文化などあらゆる地域資源を活用し、農山漁村体験や海洋レジャーなどを通して交流人口の増加を図るとともに、各地区の多様な食文化や生活文化を有機的に連動させ、地産地消の推進による農林水産業の活性化を図ります。

○主な施策

- ・温海地域全体をフィールドとした体験プログラムの開発と指導者養成
- ・体験型・滞在型旅行や教育旅行の誘致に向けた環境整備とPR
- ・地域内連携による地産地消の推進

羽黒地域審議会 提言書

(案)



平成25年12月 日

はじめに

平成17年の市町村合併から8年余りが経過しました。行政サービスにかかる合併の調整はほぼ完了していますが、旧市町村の地域振興のためにはまだまだ取り組みが必要であり、現在も旧町村ごとに地域活性化事業などが実施されています。

私たち第4次の羽黒地域審議会では、合併後のまちづくりについて「鶴岡市総合計画」や、その「実施計画」と「重要事業」、さらには平成23年度12月の第3次羽黒地域審議会での提言についての「施策反映」や「行政課題」について説明を受け、協議して参りました。

羽黒地域の振興策を構築するには、これまで以上に住民の声を十分に把握しながら地域課題を的確に捉え、市民と地域と行政が協働してまちづくりを進めることが必要と考えます。鶴岡市では総合計画の具体化に向けて、「市民、地域、行政の三つの力の協調・協力を主力エンジンに据えて、持続可能な希望あふれる鶴岡市を市民とともにつくってゆくこと」とされており。

こうした背景を踏まえ、私たち第4次羽黒地域審議会では、羽黒地区の大きな魅力である観光資源に着目し、交流人口の増加による地域振興をねらいとして、前回提言『観光地羽黒の更なるステップアップを目指して』をさらにスケールアップした提言書にまとめました。

今回は、私たち市民も行政とともに取り組む観点から、ファシリテーターの長尾彰氏（文部科学省 政策創造エンジン「熟議カケアイ」民間ファシリテーター）のご助言を頂きながら、行政職員とのグループ討議を重ねてきました。その中で、新たに『市民協働で進める羽黒の観光』をテーマとして6つの項目に施策をまとめ、提言書といたしました。

榎本市長におかれましては、この度の提言内容をぜひご検討され、諸施策との連携、融合を図っていただきますようお願いいたします。さらには地域の意見を取り入れながら、実現に向けた年次計画を作成いただき、責任を持って実行されますようお願い申し上げます。

最後に、この提言書をまとめるに当たり、真摯にご協議賜りました羽黒地域審議会委員の皆様には深く感謝を申し上げますとともに、なお一層鶴岡市民全体が活気に満ち、魅力ある鶴岡市、羽黒地域となりますようご祈念申し上げます。

平成25年12月 日

鶴岡市長 榎本政規 様

羽黒地域審議会会長 金野信勇

目 次

I	提言 「市民協働で進める羽黒の観光」	
	1. 羽黒地域全体で観光に関わっていく方策の検討と実施 現状と課題 課題解決に向けた提言	1
	2. 羽黒地域の資源を活かした観光メニューの整備 現状と課題 課題解決に向けた提言	2
	3. 羽黒地域の資源を活かした観光ルートの整備 現状と課題 課題解決に向けた提言	3
	4. 歴史的建造物や趣ある街並みの保全整備 現状と課題 課題解決に向けた提言	5
	5. 出羽三山観光振興のための道路整備 現状と課題 課題解決に向けた提言	6
	6. 訪れる人にとってわかりやすい案内板の整備 現状と課題 課題解決に向けた提言	7
II	羽黒地域審議会を開催状況	10
III	羽黒地域審議会委員名簿	12

I 提言 「市民協働で進める羽黒の観光」

1. 羽黒地域全体で観光に関わっていく方策の検討と実施

【現状と課題】

羽黒地域の活性化のためには、観光を振興してより多くの観光客を受け入れていく必要があるが、地域全体として観光客へのやさしい案内対応やもてなしの心をより向上させる必要があるとの指摘がある。また、観光に関わる関係者においても羽黒の観光を取り巻く厳しい現状について認識を新たにしていける必要があると考えられている。一方、羽黒山には海外からも多くの観光客が訪れておりこうした点に着目し、外国人観光客が増えるような工夫や仕組みも求められている。

観光の振興は、交流人口の拡大につながり、また、様々な分野で地域経済への影響、波及効果が大きい。このため、観光への取組みを観光地だけのことと限定的にとらえるのではなく、地域全体で関わりを持つ意識を高めていくことが課題となっている。

【課題解決に向けた提言】

●羽黒地域全体で観光に関わっていく方策の検討と実施 (D)

羽黒地域の活性化にとって観光は非常に大事な資源であり、官と民の協働により、羽黒地域全体で観光に対する高い意識をもつことが必要。特に民では観光協会が牽引役となって住民の観光に関する意識を高めるとともに、リーダーとなる人材を育成していく必要がある。

<具体的方策>

- ・観光協会が牽引役となって住民の観光に関する意識を高め、リーダーとなる人材を育成していけるよう支援すること。
- ・若い人たちを巻き込んで一緒に観光振興に取り組める仕組みを創ること。
- ・子ども達に地域に愛着と誇りを持てるように羽黒の歴史、文化を知ってもらう仕組みづくりを促すこと。

●より多くの観光客の受入と地域経済を活性化する仕組みの整備と担い手の育成 (C)

羽黒山には海外からも多くの観光客が訪れるようになってきていることから、外国人観光客に喜ばれるような工夫や受け入れのための仕組みづくりが必要であり、大使館等に働きかけたり、HPを活用したり、観光業者を通じて羽黒の魅力を広くPRしたりすることが必要である。

<具体的方策>

- ・外国人観光客を呼び込めるよう外国人観光客に向けたPRなどの工夫を行うこと。
- ・市が観光協会などと協力し、大使館や観光業者への働きかけを通じて羽黒の魅力を広くPRすること。

2. 羽黒地域の資源を活かした観光メニューの整備

【現状と課題】

羽黒地域は夏の観光シーズンに比べ、オフシーズンは雪に閉ざされる期間も長く、また地域の魅力を伝えるイベントも少ないことから、観光客が大きく減少する傾向にある。

そこで、手向地域では、地元の食材を活かした新たな観光メニューとして「精進料理」が注目を集め、松ヶ岡では「シルク」をキーワードにした体験メニューなど着地型観光に着目した取組みが検討されている。こうした地域の資源を活かした観光メニューは、まだ緒についたばかりであるが、新たな誘客の掘り起こしが期待されている。

また、通年型、着地型観光として、地域の農業と観光が連携し、農業体験と宿坊を活用した取組みなど、新たな観光メニューを整備しPRしていくことが課題となっている。

【課題解決に向けた提言】

●羽黒地域の資源を活かした観光メニューの整備 (D)

精進料理プロジェクトなど民間の活動を積極的にPRし、観光メニューの目玉として育てていくための支援が必要である。また、新たなサービスの創出に向け、民と民の連携についても積極的に結び付けを行う必要がある。

<具体的方策>

- ・精進料理プロジェクトなどの民間の活動を支援し、積極的にPRするなど観光メニューの目玉に育てていくこと。

- ・宿坊や地域の商店、農協の青年部など民と民との連携を推進し、新しい活動が生まれるように支援すること。

● オフシーズンのイベント開催やグリーンツーリズムでの宿泊分離等、年間を通した様々な取組みの実施 (C)

冬期間の魅力発信のためのイベント開催や宿坊と農業体験などの連携の取組みを官と民が一緒に組織してやる必要がある。また、高校生の活用や民間で行うイベントをしっかりと支援していくことも重要である。

<具体的方策>

- ・羽黒の冬の魅力を発信するイベントの企画、オフシーズンの宿坊の活用、農業体験などのグリーンツーリズムへの取組みなどを官民協働で組織して推進すること。
- ・高校生等の活用や民間のイベントの支援を通じて地域に興味を持ってもらえるようにすること。

3. 羽黒地域の資源を活かした観光ルートの整備

【現状と課題】

出羽三山は地域を代表する観光地として長い歴史があり、羽黒山には年間50万人の観光客が訪れ、月山については近年のトレッキングブームにより特に弥陀ヶ原の観光客が増加している。

さらに、出羽商工会の八方十口プロジェクトなどもあって、周辺の市町村からの登山客も増加している状況にある。

また、羽黒山をはじめとするこれらの地域には、新たな観光施設となっている庄内映画村オープンセットや精進料理などの食を提供する宿坊、シルクに関連した体験メニューなどを提供する松ヶ岡開墾場など、羽黒山の歴史的建造物のほかにも地域資源を生かした魅力ある観光メニューが豊富にあるが、これらを半日または1日をかけて楽しむコースの設定や観光ルートが整備されていない。

このため、他の地域とも連携しながら出羽三山や映画村を訪れる観光客に羽黒地域に滞在する時間を増やす「次の観光コース」を整備し、情報を発信することが課題となっている。

【課題解決に向けた提言】

●羽黒地域の資源を活かした観光ルートの整備 (D)

出羽三山魅力発信協議会、松ヶ岡地域振興会議などで住民が地元の観光素材を活かすための話合いを行っており、これらをつなげるルート開発を進める必要がある。また、公共交通機関を上手く利用してこれらのルートを周れるように体系的にルートを構築し、丁寧な案内を行う必要がある。

<具体的方策>

- ・住民の観光素材を活かすための話合いが活発に進められるよう支援し、住民と連携して新たなルート開発や周遊の楽しみ方を提案すること。
- ・新たな観光ルートを体系的に構築し、旅行者や観光業者などに積極的にPRしていくこと。
- ・観光客が公共交通機関を上手く活用できるよう、市内の他の観光資源も結んで案内を行うこと。

●南部農道沿道など新たなテーマ別観光ルートの整備と情報発信 (B)

通称南部農道（市道河原石野新田線・羽黒南部線）は、松ヶ岡、今井美術館、玉川寺、手向宿坊街、月山牧場、ハーモニーパーク、月山といった羽黒地域の主要な観光施設に通じており、国道112号線を経由して新潟方面、山形方面からの誘客が期待できる。そのため、精進料理などの食を提供する宿坊、シルクに関連した体験メニューなどを提供する松ヶ岡開墾場などを歴史や他の観光資源と組み合わせ、半日または1日をかけて楽しむコースの設定や観光ルートを整備し、情報を発信する必要がある。

<具体的方策>

- ・南部農道沿道の観光資源を周ることができるよう出羽三山を開山した蜂子皇子にちなんだ愛称を付すなど観光のイメージアップに繋がるPRを行うこと。
- ・手向の精進料理などの「食」や松ヶ岡開墾場の「シルク」などを歴史や他の観光資源と組み合わせ、半日または1日をかけて楽しむコースの設定や観光ルートを整備し、情報を発信すること。

●観光地の連携と周遊ルートの整備 (B)

出羽三山や映画村オープンセットを訪れる観光客を羽黒地域全体で取り込んでいくため、各施設が連携して羽黒の観光情報を発信するとともに、鶴岡市全体のスケールメリットを生かし、広域の観光周遊ルートを設定する必要がある。また、地域に住んでいる人達も食、歴史、趣味等をテーマに地元の良さを学び楽しめるルートを設定することが大切である。

＜具体的方策＞

- ・羽黒地域の観光施設が連携して羽黒の観光情報を発信するとともに、鶴岡市全体の観光資源や情報などをテーマ別、シーズン別に盛り込んだ広域のルート整備を推進すること。
- ・地元の子供や大人が地域の良さを学び再発見する喜びや楽しみを観光客と一緒に感じられるルートの整備を推進すること。

●月山を取り巻く周辺観光の連携 (B)

月山を中心とした周遊の観光ルートの整備や、羽黒山を通り庄内町の立谷沢から北月山荘、清川に抜けるルートなど、他自治体と連携した観光ルートやマップづくりを進めていく必要がある。

＜具体的方策＞

- ・庄内町と連携し、羽黒山を中心に立谷沢、北月山荘、清川などを結ぶ観光案内やルートを整備すること。
- ・月山を取り巻く自治体が協力し、出羽三山の情報提供や情報発信を行うこと。

4. 歴史的建造物や趣ある街並みの保全整備

【現状と課題】

羽黒地域には、手向地区の国宝五重塔など古刹名刹や宿坊街、松ヶ岡地区の国指定史跡の本陣や大蚕室などがあり、これらは独特の風情や趣から多くの人を惹き付けており、祭礼行事なども含めた施設や環境の維持向上のための整備を長期的かつ計画的に推進していくことが求められている。しかしこうした保全整備は、行政だけの取組みだけでは進めることが難しく、このため、地域を挙げて気運を盛り上げていくことが課題となっている。

【課題解決に向けた提言】

- 歴史的建造物や趣ある街並みなどの観光資源を活用した振興策の検討とその保全整備 (A)

歴史的な建造物や趣ある街並みなどを活用・保全していくためには、行政と地域住民が協働して事業への合意を形成していくことが重要である。また、円滑な事業実施のためには十分な財源の確保も必要である。

＜具体的方策＞

- ・官民協働で宿坊街の歴史的な景観や松ヶ岡等の文化財を守っていく事業を推進するため、合意形成、気運の醸成を図ること。
- ・円滑な事業実施のために十分な財源の確保に努めること。

5. 出羽三山観光振興のための道路整備

【現状と課題】

月山には年間20万人前後の観光客が訪れ、特に7月～8月は「講」やツアー登山客を乗せた大型バスが行き交う。しかし、八合目に続く県道月山公園線は、所どころ車一台がやっと通れる幅員しかなく、すれ違いが困難なため、普通乗用車も含めた交通渋滞がしばしば見られるなど円滑で安全な通行が確保されていない。

また、羽黒山頂へ向かう主要地方道鶴岡羽黒線の幅員も狭く、また、勾配がきついことから冬季間、車が通行しにくいなどの課題を抱えている。山頂へ向かうバイパスの整備は県が進めているが、未だ完成に至っていない。

このため、快適で安全な観光道路に整備することにより、月山・羽黒山の魅力を多くの人たちにPRができるようになれば、観光客の増加に結び付くことが期待されることから、これら観光アクセス道路の早期整備が望まれている。

さらに、南部農道は、羽黒地域の主要な観光施設に通じており、国道112号線からのアクセスが課題となっている。

【課題解決に向けた提言】

- 月山公園線拡幅整備に関する課題の検討・調整、国や県に対する要望活動の強化 (C)

県道月山公園線は観光にとって重要な道路であり、行政の担当部署には整備に向けて一層の努力を求める必要がある。官民が協力して進めていくには、観光協会などの民間も積極的な要望活動を行っていく必要がある。

<具体的方策>

- ・県道月山公園線の円滑で安全な通行確保を推進すること。
- ・出羽三山地区観光開発促進期成同盟会での検討や実態調査などを通じて地域の要望を関係者に訴えること。

●羽黒山バイパスの早期完成 (A)

羽黒山バイパスの早期完成は、地域にとって重要な課題である。そのため、市はもちろん隣接する庄内町、住民、観光団体等全てが協力してバイパスの早期完成に向け運動を進めていく必要がある。また、こうした活動を広く観光客や地元以外の人などへ広くPRを行っていくことも必要である。

<具体的方策>

- ・事業の進捗状況について住民に十分な説明を行い、官民が協働して整備促進期成同盟会を通じて県に対して要望活動を行うこと。
- ・早期完成を望む看板も設置して、地元以外の観光客にもバイパスの重要性の周知を図ること。

●国道 112 号線からのアクセス改良 (B) : 新

南部農道は、羽黒地域の主要な観光施設に通じており、国道 112 号線に直接接続し南バイパスに繋がることで新潟方面、山形方面からの誘客が期待できることから、南部農道から市道斎藤河原 4 号線を通しての国道 112 号線南バイパスT字路までの延長が必要である。

<具体的方策>

- ・南部農道の先を国道 112 号線に直接接続するため、南バイパスT字路まで道路の延伸を行うこと。

6. 訪れる人にとってわかりやすい案内板の整備

【現状と課題】

羽黒地域には国道・県道・市道があり、それぞれの道路管理者や観光協会等が案内板を設置している。しかし、これらは設置年度もばらばらなため、目的地表示やそこに至るルート案内の統一性がとれておらず、観光客にもわかりにくいものが見受けられ、観光客が目的地につけないなど案内についての不備も指摘されている。また、外国人観光客に向けた内容に配慮していくことも必要である。

このため、観光客をスムーズに目的地へ案内することで、より多くの観光客に訪れてもらえることが期待されることから、案内看板等の誘導サインの整備が課題となっている。

また、国道 112 号線から南部農道方面に繋がる交差点には、羽黒や松ヶ岡へ誘導する看板が無い。羽黒の良いところがすべて揃っている道路なので、ここに案内板の設置が求められる。

【課題解決に向けた提言】

- ~~観光地として、訪れる人にとってわかりやすい案内板の整備と道路整備~~ (C)
- ~~案内看板等のサインの整備~~ (A)

羽黒地域全体に観光資源が点在しており、車のナビが対応していなかったり、道路も複雑でわかり難くかったりする状況から、早急に案内看板の整備が必要である。また、外国人観光客に向けた内容に配慮していくことも必要である。(A)

表示や案内ルートを統一し、観光客にとってわかりやすい観光案内板を設置していく必要がある。また、目的地に行きやすい道路の整備も重要である。(C)

国道 112 号線から鶴羽橋・南部農道へ向かう交差点に、羽黒山や松ヶ岡へ誘導する看板の設置が必要である。(B)

<具体的方策>

- ・案内看板等の設置計画の検討にガイド協会、宿坊組合などを加え、民間の力を活用し表示やルート案内を統一するなど観光客にとって分かり易い看板の設置に努めること。
- ・案内看板等の設置については外国人観光客に向けた内容に配慮すること。
- ・国道 112 号線から鶴羽橋・南部農道向かう差点到、羽黒山や松ヶ岡へ誘導する看板を設置すること。



〈グループ討議の様子〉

II 羽黒地域審議会の開催状況

平成24年度

回数	開催日	内 容
第1回	5月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度予算及び主な事業の概要について ・地域審議会の提言について (提言内容を踏まえた今後の進め方について)
第2回	8月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・学校適正配置について ・地域審議会協議テーマ等について
第3回	11月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・鶴岡市総合計画実施計画の策定について ・鶴岡市地域コミュニティ基本方針の策定について ・羽黒地域審議会提言書への対応について ・講 演 講師 長尾 彰氏 (文部科学省熟議カアイ民間ファシリテーター) 演題 「市民協働のまちづくりについて」
第4回	2月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・羽黒庁舎建設について ・羽黒地域提言書について (グループワーク) 協議テーマ「市民協働で進める羽黒の観光」について ①これからの羽黒地域について ②前回提言書の重要度、緊急度のマッピングについて

平成25年度

回数	開催日	内 容
第1回	5月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度予算の概要及び主な事業の概要 ・地域振興計画の策定について ・羽黒庁舎建設基本構想について ・羽黒地域審議会提言書 具体的な解決策・施策の進行状況について ・羽黒地域提言書について (グループワーク) 協議テーマ「市民協働で進める羽黒の観光」について ①マッピングを元にした優先順位の絞り込み ②課題の特定 (なぜ今まで出来なかったのか阻害要因の追求)
第2回	8月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・広域コミュニティ組織と地域活動センター (仮称) について

		<ul style="list-style-type: none"> ・住民自治組織総合交付金制度について ・鶴岡市歴史的風致維持向上計画の進捗状況について ・国宝羽黒山五重塔ライトアップによる夜間参拝について ・7月集中豪雨による被害状況について ・主要地方道鶴岡羽黒線整備促進期成同盟会の設立について ・地域づくり懇談会の職員地区担当制度による会の運営について ・羽黒庁舎建設基本計画の策定状況について ・羽黒地域審議会提言書の作成の流れについて
第3回	11月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回、2回地域審議会における質問、指摘事項等について ・羽黒地域提言書について（グループワーク） 協議テーマ「市民協働で進める羽黒の観光」について ①項目の整理と提言書への反映 ②具体的方策の協議の進め方
第4回	11月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・鶴岡市総合計画後期基本計画の素案について ○羽黒地域振興計画の概要について ・協議テーマ「市民協働で進める羽黒の観光」に係る提言書(案)について ・第1回、2回地域審議会における質問、指摘事項等について

Ⅲ 羽黒地域審議会委員名簿

任期：平成24年7月1日～平成26年6月30日

役職	所属団体・役職名等	氏名	備考
会長	学校法人羽黒学園 顧問	金野 信勇	
副会長	羽黒区長会 会長	山本 興治	H25. 5.30～
委員	鶴岡市老人クラブ連合会羽黒支部支部長	岡部彌一郎	
委員	羽黒体育協会 会長	勝木 正人	H25. 5.30～
委員	羽黒地区民生児童委員協議会 会長	高田 志郎	H22.12.1～
委員	松ヶ岡開墾場 理事長	山田 鉄哉	
委員	羽黒町観光協会 会長	星野 博	
委員	出羽商工会羽黒支所 代表理事	山田 勝実	
委員	手向地区公民館 館長	田村 廣実	H25. 5.30～
委員	JA庄内たがわ 理事	山口 平	
委員	羽黒町婦人会 会長	小南 孝子	H23. 5.24～
委員	出羽三山神社 禰宜	阿部 良一	
委員	鶴岡市消防団羽黒方面隊 隊長	富樫 篤	
委員	NPO法人蜂鼓山社中 事務局長	早坂 一広	H25. 5.30～
委員	正善院 住職	島津 慈道	
委員	農業	庄司 晴一	公募
委員	社会福祉法人羽黒百寿会	鈴木 史子	公募
委員	旅館「多聞館」	土岐 由紀	公募
委員	農業	加藤 欣也	公募

前委員

所属団体・役職名等	氏名	備考
羽黒区長会 会長	佐藤 進	H25. 5.29 退任
羽黒町観光協会 副会長	斎藤 一	H25. 5.29 退任
羽黒体育協会 会長	太谷 眞一	H25. 5.29 退任
広瀬地区公民館長	齋藤 良幸	H25. 5.29 退任
農業	本間 信一	H25. 8.28 辞任

◎第1回、2回地域審議会における質問、指摘事項等について

資料 6

区分	委員からの質問・指摘事項	対応等
総合交付金	<p>集落の予算編成に配慮して、総合交付金の金額提示は26年3月よりも少し早くならないか。</p> <p>総合交付金になると区長報酬を受けられない集落も出てくるおそれがある。区長報酬がもらえないとなれば、区長としての意識が薄くなる心配がある。</p> <p>区長報酬の明確化のため、基準を示して欲しい。</p>	<p>現在調整中ですので、調整ができればいい説明をしたいと考えております。金額については議会の議決をもって正式決定となりますが、各集落の会計にも関わることでありますので、概算となりますが遅くとも年内にはお示しいたいと考えております。</p> <p>総合交付金制度については、集落等への支援として用途の自由裁量枠が広い交付金の検討をしているものです。区長は集落活動を進めていくなかで集落代表として市との連携や調整を図るなど重要な立場であることは変わりありませんので、各集落の住民の皆様からご理解をいただけたるように努めてまいります。</p> <p>総合交付金制度については、集落等への支援として用途の自由が高く、裁量の枠が広い交付金の創設を検討しているものです。総合交付金の算定の内訳が目安になると考えます。</p>
区長会	<p>広域的コミュニティ組織、区長会などのあり方は、組織をどのような形で運営していくかで方向性が決まってくるので検討して欲しい。</p> <p>区長会の事務局を各地区に委ねられると運営が難しくなる。</p>	<p>区長会の運営については、今後区長役員会等で検討していく予定としております。また、広域コミュニティ組織については各地区の準備委員会の中で検討していくこととなりますが、区長会と広域コミュニティ組織との関係などについても合わせて今後検討してまいります。</p> <p>羽黒区長会については、当面庁舎総務企画課で事務局を担う予定としております。</p>
広域的コミュニティ組織	<p>広域的コミュニティ組織の設立準備委員会は、来月に開いてそれ以降平成26年8月となっているが、あまり間を置かず開催すべきである。</p> <p>指定管理者が事務局職員を雇用するとした場合、あまりにも責任が重いのではないか。</p>	<p>広域的コミュニティ組織の設立準備委員会の開催については、各地区で事情が違ってくるから、その地区にあった組織づくりが必要と考えており、概ね二ヶ月に一度の割合で実施する予定としておりますので、ご理解をお願いいたします。</p> <p>皆様にとっは組織運営は初めての取り組みですので、事務局員の雇用を含めた具体的な組織運営業務についてのご懸念やご心配の解消のため、羽黒庁舎で充分なサポートをさせていただきたいと考えています</p>
地区担当職員	<p>地区担当職員を単なる連絡役ではなく、責任ある回答ができる職員の配置をすべきである。</p>	<p>地区担当職員は、行政と地域のパイプ役となり、行政の情報やノウハウを活かしながら、地域の方々との信頼関係を深め、パートナーシップを構築することで考えており、回答につきましてはその場で回答できないものは持ち帰って検討させていただきます。</p>

区分	質問・意見・要望	回答・対応
新庁舎建設	<p>駐車場に屋根をつけて年寄りや妊婦が雨に濡れないような施設が欲しい。</p> <p>新庁舎に調理設備を整備してもらいたい。</p> <p>保育園で具合が悪くなった子どもを新庁舎で一時的に預かる機能を持てないか。</p> <p>図書館に災害時の避難にも使える畳の部屋が欲しい。</p>	<p>現在策定中の庁舎建設基本計画の中では、身障者用の屋根付き駐車場の整備について検討しています。</p> <p>現在策定中の庁舎建設基本計画の中では、調理設備の検討はしていません。今現在保健センターに調理施設がありますが、保健センターの中には図書館を入れ込む計画となっており、既存建物の活用となり限られた面積の中で調理スペースを残すことは難しいと考えております。</p> <p>本来の庁舎機能を優先させて頂くこととなりますので、そのような機能を庁舎に持たせることの想定はしておりません。</p> <p>現在策定中の庁舎建設基本計画の中では、図書館は保健センターの中に計画しておりますが、畳の部屋を設ける想定はしておりません。災害時には指定された避難所を使っていたこととなります。</p> <p>災害対策基本法で、災害発生時などに市長が住民らに対して、その区域からの立ち退きを求める為に、拘束力が強い「避難指示」を出すことが出来ませんが、状況に応じて発令することとなります。</p>
災害対応	<p>今後の大雨対応として、強制避難を発する必要は無いか。</p> <p>ハザードマップを周知徹底する必要がある。</p>	<p>洪水ハザードマップは、平成22年に(小増川、鎌田、東荒川、西荒川、河原、中屋、楯東、中島、高寺、屋田、狩谷野目、三ツ橋、細谷、押口、赤川、松尾、石野新田、下馬渡、富澤、黒瀬、希望ヶ丘、瑞穂、桜野)の浸水想定区域の集落内へ全戸に配布しております。他の集落の方は、鶴岡市のホームページで確認することが出来ます。日頃から、ハザードマップを確認いただけるように、機会を捉えて住民のみならず、働きかけてまいります。</p>
その他	<p>地域の課題解決のリーダーを育てるのが行政の役割ではないか。</p> <p>地域づくり懇談会にいろいろなる年代からきってもらえるようにして欲しい。</p> <p>委員が重複している会議がたくさんあるので集約できないか。</p>	<p>本市では、まちづくり塾や生涯学習推進員、スポーツ推進委員等の方々はその業務や活動を通して、地域リーダーとなるよう、支援に努めております。</p> <p>今年度第2回目以降の懇談会からは、PTAや生涯学習推進員等の団体へ参加の呼びかけをおこないます。</p> <p>また、次年度以降については、懇談会の持ち方も含めて検討していきます。</p> <p>それぞれ会議の目的や趣旨等が異なるため、検討の結果、集約は難しいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。</p>

◎広域的コミュニティ組織設立日程関係(案)

- 25年7月 ○広域的コミュニティ組織立ち上げ協議(各区長会役員)
 (手向地区) 7月2日(火) 午前9時～ 手向地区公民館
 (泉地区) 7月4日(木) 午後6時～ 泉地区公民館
 (四小地区) 7月5日(金) 午後6時～ 四小地区公民館
 (広瀬地区) 7月8日(月) 午後1時～ 広瀬地区公民館
 ※準備委員会構成員の決定
- 25年9月 ○第1回準備委員会開催
 (広瀬地区) 9月11日(水) 午後7時～ 広瀬地区公民館
 (泉地区) 9月12日(木) 午後7時～ 泉地区公民館
 (四小地区) 9月18日(水) 午後7時～ 四小地区公民館
 (手向地区) 9月19日(木) 午後7時～ 手向地区公民館
 ※検討項目の確認など
- 25年11月 ○先進地視察の実施
 ・11月9日(土) 午前10時～ 上郷コミュニティセンター
 対象: 泉地区及び広瀬地区準備委員会委員
 ・11月16日(土) 午前10時～ 田川コミュニティセンター
 対象: 手向地区及び四小地区準備委員会委員
 ○第2回準備委員会開催
 (広瀬地区) 11月12日(火) 午後7時～ 広瀬地区公民館
 (泉地区) 11月15日(金) 午後7時～ 羽黒公民館
 (手向地区) 11月18日(月) 午後7時～ 手向地区公民館
 (四小地区) 11月21日(木) 午後7時～ 四小地区公民館
 ※実施事業、組織体制などの検討
- 26年1月 ○第3回準備委員会開催
 ・実施事業、組織体制(組織、役員)等の検討
- 26年3月 ○第4回準備委員会開催
 ・実施事業、組織体制(組織、役員)等の決定
- 26年5月 ○住民説明会
 ・準備委員会決定事項の説明
- 26年6月 ○第5回準備委員会開催
 ・総会開催の準備打合
 会長・副会長等役員の人選、開催案内、会議資料等の確認、ほか
- 26年8月 ○広域的コミュニティ組織設立総会開催
 ・会則(規約)、組織、役員選出、その他必要事項の決定
- 26年12月 ○12月議会上程
 ・関係条例の改正

27年1月

○事務局職員の雇用業務実施

27年3月

○3月議会上程
・指定管理者の指定

27年4月

○広域的コミュニティ組織運営開始
・平成27年度総会開催

学校適正配置に係る羽黒地域の懇談会等開催状況

(25. 11. 22)

■ 羽黒第一小学校区

期 日	会 議 名 等	会 場
平成24年 2月25日(土)	第1回懇談会	手向地区公民館
平成24年 5月24日(木)	第2回懇談会	手向地区公民館
平成24年 7月11日(水)	保護者説明会	羽黒第一小学校
平成24年 7月31日(火)	保護者説明会	手向地区公民館
平成24年10月3日(水) ～5日(金)	授業参観	羽黒第一小学校
平成24年10月12日(金)	保護者意見交換会	手向地区公民館
平成24年10月17日(水)	第3回懇談会	手向地区公民館
平成24年12月19日(水)	第4回懇談会	手向地区公民館
平成25年1月	アンケート調査実施	
平成25年 6月19日(水)	第5回懇談会	手向地区公民館
平成25年 7月17日(水)	住民独自懇談会(第1回)	手向地区公民館
平成25年10月30日(水)	住民独自懇談会(第2回)	手向地区公民館

※方向性についてはまだ決定していません。

■ 羽黒第四小学校区

期 日	会 議 名 等	会 場
平成24年 3月 8日(木)	第1回懇談会	四小地区公民館
平成24年 6月12日(火)	第2回懇談会	四小地区公民館
平成24年10月 3日(水)	第3回懇談会	四小地区公民館
平成24年11月 5日(月) ～ 7日(水)	授業参観	羽黒第二小学校
平成24年11月 5日(月) ～ 7日(水)	授業参観	羽黒第三小学校
平成24年11月13日(火) ～14日(水)	授業参観	羽黒第四小学校
平成24年12月	アンケート調査実施	
平成25年 3月18日(月)	第4回懇談会	四小地区公民館
平成25年 6月18日(火)	第5回懇談会	四小地区公民館
平成25年 9月26日(木)	第6回懇談会	四小地区公民館

※9月26日の第6回懇談会で、羽黒三小との統合で6集落が合意しました。

(2) 羽黒地域

○地域振興の方向

羽黒地域は、出羽三山の信仰文化とそれに伴う歴史文化遺産、門前集落の街並や松ヶ岡開墾場など価値の高い歴史的景観を有し、また、月山山麓に広がる中山間地は豊かな農村環境に恵まれています。さらに映画村など新たな観光拠点がつくられるなど、観光と農業を基軸とした地域の発展が見込まれており、観光、中山間地の資源活用を通して交流人口の増加による地域の振興を図ります。また、住民と行政とのコミュニケーションを推進し、賑わいの創出、住民サービスや福祉の向上、地域防災のための機能強化を進めます。

1) 観光の振興

○施策の方向

手向宿坊街の修景整備や精進料理プロジェクトへの支援など手向門前町の魅力向上を推進します。松ヶ岡開墾場については、地域の振興団体へ支援を行い蚕室等の保存整備を推進し有効活用を図ります。また、映画を活用した誘客、既存の観光施設の連携による周遊ルートを整備し、滞在型の観光誘客施策を強化するなど、これらの観光振興を市民との協働で進めます。

○主な施策

- ・「出羽三山・修験の里再生」による歴史文化の継承と発信
- ・「松ヶ岡開墾場の歴史的環境保存活用」による地域活性化
- ・「映画ロケ支援等観光連携」による周遊・滞在型観光ルートの整備

2) 農業の振興

○施策の方向

中山間地域の耕作放棄地を再生、活用し、農業体験を通じた都市交流の活性化や特産品づくりへの支援を行います。

○主な施策

- ・条件不利地、遊休農地の再生と活用
- ・都市と農村の交流の推進による地域活性化
- ・園芸作物の産地強化による振興

3) 地域活性化のための拠点整備

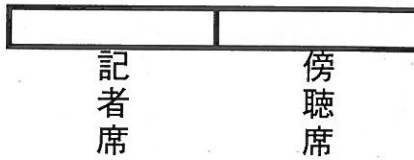
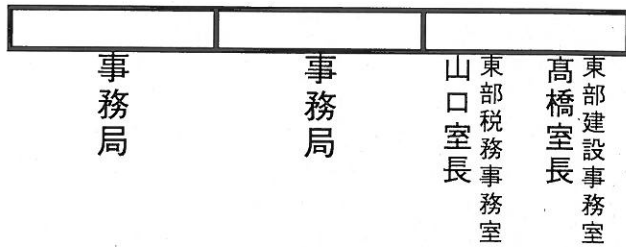
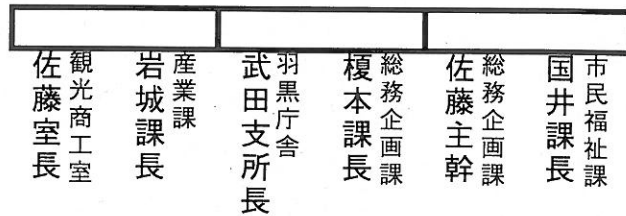
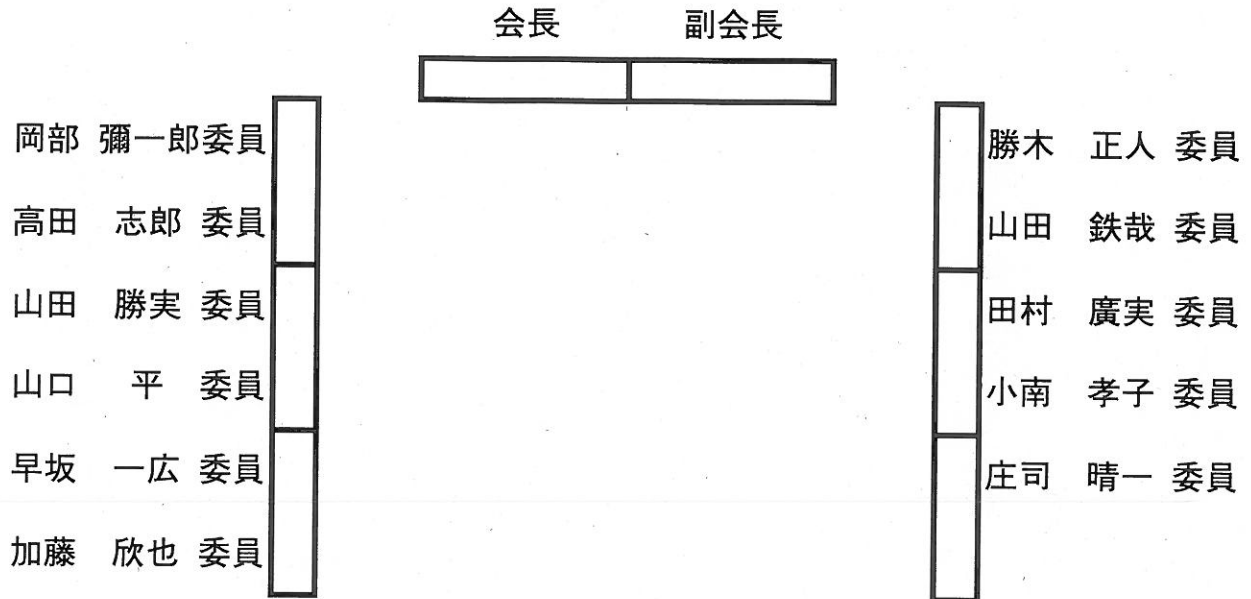
○施策の方向

羽黒庁舎の施設老朽化に伴う新庁舎建設において、庁舎の基本的な機能に加え、総合的な相談機能や図書館などを備え、賑わいを創出する地域活性化の拠点とするほか、防災拠点として新たな整備を行います。

○主な施策

- ・ワンストップサービスによる総合的な相談の対応
- ・図書館併設による賑わいの創出
- ・防災拠点としての機能強化

《平成25年度 第4回羽黒地域審議会 席次》



受付